

埼玉県テレワーク導入支援補助金Q & A

令和3年1月27日時点

埼玉県テレワーク導入支援補助金について、よくある質問とその回答をまとめました。

このQ & Aは随時更新しますので、申請の際は、ご確認をお願いします。

1 補助対象事業

1-1

Q：テレワークの機器等を購入するだけで支給されるのか。

A：この事業は、実際にテレワークを導入していただくことが目的であるため、機器等を購入するだけでなく、テレワーク規程を整備することも必要となります。

1-2

Q：国や県の助成金、補助金等の補助事業は併用できるのか。

A：この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び地方公共団体の負担又は補助を受けることはできません。

また、令和2年度における女性活躍のための働き見直し支援事業（テレワーク制度の導入又は対象拡大の取組に限る。）及びテレワーク緊急導入奨励金に参加した事業主も対象になりません。

2 補助対象者

2-1

Q：これから開業する予定だが、対象となるか。

A：これから開業する予定の事業主は対象となりません。開業してから申請してください【Q & A 2-2 参照】。

2-2

Q：開業後1年未満であるが、対象となるか。

A：開業後1年未満であっても、雇用保険適用事業所であり、法人県民税、法人事業税（個人の場合は、個人県民税及び個人事業税）、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないなど、補助対象者の要件を満たした場合には対象となります。

2-3

Q：フリーランスや個人事業主は対象となるのか。

A：雇用保険適用事業所であり、法人県民税、法人事業税（個人の場合は、個人県民税及び個人事業税）、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないなど、補助対象者の要件を満たした場合には、対象となります。

2-4

Q：NPO法人や医療法人も対象となるのか。

A：補助対象者の要件を満たす場合は対象となります。

2-5

Q：県内は営業所のみで、本店は県外にあるが、対象となるか。

A：県内の営業所におけるテレワーク環境整備を行うのであれば対象にしています。

3 補助対象経費

3-1

Q：機器等のレンタル料分、ソフトウェアの利用料など年間費用として支払うものもあるが、その全てが対象となるか。

A：使用開始日の属する月から令和3年1月までの月割りで計算します。

なお、機器等のレンタル料分、ソフトウェアの利用料など使用料・賃借料に係る補助事業の実施期間は令和3年1月31日までとなり、機器等を購入する場合の実施期間（令和3年3月15日）とは異なりますので、御注意ください。

←R3.1 追加

計算例としては、次のとおりとなります。

<計算例>

使用期間 令和3年1月21日から令和4年1月20日まで

年間費用24,000円

補助対象経費2,000円（1月分のみが対象）

←R3.1 修正

※計算後の補助対象経費に小数点未満の端数がある場合は、切り捨て。

（日割り計算の必要はありませんが、補助事業終了後1か月以内又は令和3年3月15日のいずれか早い日までに支払済である必要があります）

3-2

Q：新型コロナウイルス感染症の第2波等に備え、機器の選定を行っているところだが、交付決定前に購入したのも対象になるか。

A：新型コロナウイルス感染症の第2波等に備えたものであっても、交付決定前に購入したものを含めることはできません。

3-3

Q：パソコンの購入は対象となるのか。

A：シンクライアント端末※以外のパソコンの購入は対象となりません。

※シンクライアント端末とは、必要最小限の機能を備えた端末で、多くの処理をサーバー側で行います。サーバー側にデータなどが保管されており、情報漏洩のリスクが抑えられます。

例えば、「Chrome OS」が搭載された「Chromebook」（ストレージが128GB以下）であれば、シンクライアント端末として対象となります。

←R3.1 追加

3-4

Q：パソコンのレンタル、リースであれば、シンクライアント端末でなくても対象となるのか。

A：パソコンのレンタル、リースであれば、シンクライアント端末でなくても対象となりますが、テレワークのみで使用していただく必要があります。

なお、レンタル、リースの場合における補助事業の実施期間は令和3年1月31日までとなり、購入する場合の実施期間（令和3年3月15日）とは異なりますので、御注意ください。

←R3.1 追加

3-5

Q：スマートフォンやモバイルルーターのレンタル、リースは補助対象になることが要綱の別表1に記載されているが、割賦購入の場合は対象となるか。

A：割賦購入の場合は対象になりません。

3-6

Q：スマートフォンやモバイルルーターの通信費は対象となるのか。

A：通信費は対象外です。

3-7

Q：1人の従業員につき2台の機器（うち1台は予備）を整備したいが、予備も対象となるか。

A：対象となるのは、対象事業所の従業員1人につき1台までとなりますので、予備は対象になりません。また、算出根拠となるテレワークの実施予定数は対象

事業所の従業員数を超えることはできません。

3-8

Q：テレワークの環境整備や電気工事は自社でできるが、その費用も支援対象に含めて良いのか。

A：自社で整備や工事したものは対象外です。

3-9

Q：テレワーク機器等が古くなったので、更新するという場合は対象となるのか。

A：機器等を更新するというだけでは対象になりません。

3-10

Q：事業所から商談を行う場合や本社と事業所で会議を行うために、Web会議システムを導入する場合は対象となるか。

A：Web会議システムを使用したとしても、事業所から商談等を行う場合はテレワークとは言えないため対象となりません。従業員が事業所に出勤せず、自宅等から商談等を行えるよう、Web会議システムを含めたテレワーク環境の整備を新たに行う場合は対象になります。

3-11

Q：従業員向けのオンライン研修の費用は対象となるか。

A：オンライン研修に係る費用そのものは対象とはなりません。従業員が出勤せずに自宅等で研修を受けるために、テレワーク環境を整備する場合は対象になります。

3-12

Q：役員がテレワークで使用する環境整備費用は対象になりますか。

A：テレワークは従業者の労働環境を改善するためのものであり、役員は対象となりません。

3-13

Q：サテライトオフィスの賃料は対象となるか。

A：サテライトオフィスの賃料（自社で専用型サテライトオフィスを設置する場合の不動産の賃料、共用型サテライトオフィスの利用料など）は対象になりません。

3-14

Q：テレワーク用の机・椅子などの家具は対象となるか。

A：机や椅子などの家具は、汎用性があるため、対象になりません。

3-15

Q：テレワークに係る規程を整備するため、社会保険労務士等の専門家に依頼した報酬費は対象となるか。

A：専門家への報酬費は対象になりません。働き方改革に係るアドバイザーを無料で4回まで派遣することが可能ですので、アドバイザー派遣事業を御利用ください。

4 提出書類

4-1

Q：事業計画書に記載する事業の実施期間はどのような期間か。

A：この期間は設備等の導入に係る契約、補助対象経費の支払、テレワークの実施開始の期間になります。始期については、交付決定（事業実施計画書の発送予定日から2週間程度）以降の日を御記入ください。終期については、機器等のみを購入するのであれば支払日となり、令和3年3月15日を超えることはできません。ただし、リースやツールの月額使用料等の場合は、令和3年1月31日までの期間に係る経費が対象となります。

←R3.1 修正

なお、実績報告書（様式第7号）の提出についても、機器等を購入する場合は令和3年3月15日まで（リースやツールの月額使用料等の場合は令和3年2月28日まで）となり、提出期限を超えた場合は補助対象外となりますので、御注意ください。

←R3.1 追加

4-2

Q：事業計画書のテレワークの状況はどの程度記載すればよいのか。

A：審査の際は様式第2号に記載されている内容を審査します。

このため、実施する内容が要件を満たすか、申請する内容がどの程度の効果があるか、具体的に記載してください。

4-3

Q：購入する品目が多いため、事業計画書の経費明細表に書ききれない場合には合計金額のみの記載でよいのか。

A：経費明細表に書ききれない場合には行を増やして記載するか、別紙に記載するようにしてください。

4-4

Q：インターネット上で発行した見積書でもよいか。

A：見積書がネットによる発行のみの場合は、金額等が改ざんできず、法人名等や品目、規格等が明確になっていれば構いません。

4-5

Q：カタログが手に入らない場合はどうしたらよいか。

A：メーカーにカタログを依頼しても手に入らなければ、写真や型番等が記載されたホームページの印刷でも構いません。

4-6

Q：交付決定後に購入する品目に変更になったが、要綱第8条第1号の「軽微な変更」に該当するか。

A：型番や規格等が変更となった場合は軽微な変更には該当しますが、品目が変わった場合には、要綱第9条の変更申請手続が必要となります。

4-7

Q：テレワーク制度について就業規則等に明文化しなければならないか。明文化しなくとも利用できる状態にすればよいか。

A：就業規則等で明文化する必要があります。従業員数が10名未満で就業規則の作成義務のない事業者の場合であっても、テレワーク制度に関する規程等で明文化する必要があります。

4-8

Q：いのちを大切にする「テレワーク実践企業」を宣言したことを社内に周知した文書等について、社内文書以外にどのようなものがあるか。

←R3.1 追加

A：電子メールの画面を印刷した書類、社内報、社内回覧の写し、社内に掲示した宣言書の写真などが考えられますが、どのように周知したか客観的に分かるものを御提出ください。

5 手続

5-1

Q：補助金の申込みをいつまでに行えばよいですか。

A：機器等を購入する場合は令和3年3月15日までに実績報告書を提出していただく必要があります。申請書類の審査や機器等の購入などで2週間程度はかかると思われることから、令和3年2月下旬までを目安としてお申込みください。

←R3.1 修正

(リースやツールの月額使用料等の場合は令和3年1月中旬までが目安)

なお、予算枠に達し次第、募集を終了しますので、お早めにお申込みください。

(新型コロナウイルス感染症の影響で書類の提出が間に合わないなど、特別な理由がある場合には事前に御相談ください。)

5-2

Q：申請するにはどうすればよいのか。

A：埼玉県ホームページ（埼玉県テレワーク導入支援補助金のページ）にて、募集要項を確認のうえ、ホームページで指定された別記様式1の事業実施計画書に
関係書類を添えて郵送で提出してください（様式1の交付申請書ではありませんので、御注意ください）

5-3

Q：問い合わせは電話でもよいのか。

A：電話でも構いませんが、極力メールでお願いします。

メールアドレス：a3960-08@pref.saitama.lg.jp